

宇土市地域防災計画書

第7部

資料編

宇土市防災会議

目 次

第7部 資料編

1. 地区防災計画一覧 424
2. 自衛隊派遣要請依頼 425
3. 宇土市所有の指定緊急避難場所・指定避難所一覧 . 427
4. 宇土市防災会議委員名簿 430
5. 宇土市防災会議条例 431

地区防災計画一覧

番号	地区名	地区団体名	策定年月日	改訂年月日	防災会議付議日
1	走潟	走潟振興協議会 走潟地区区長会	R5. 5. 18		R5. 5. 30
2	緑川	緑川地区 防災協議会	R7. 3. 15		R7. 5. 29
<u>3</u>	<u>網田</u>	<u>網田地区自主防災 組織連絡協議会</u>	<u>R8. 4. 17</u>		<u>R8. 5. 29</u>

宇 市 危 第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 ○○ ○○ 様

宇土市長 ○○ ○○

自衛隊の災害派遣の要請について（要求）

このことについて、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊の派遣を求めます。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を行う事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域
- 4 派遣を希望する活動内容及び人員等
 (1) 活動内容

 (2) 人員等
- 5 その他

現地の連絡責任者

宇土市役所 総務部危機管理課長

TEL

宇市危第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 ○○ ○○ 様

宇土市長 ○○ ○○

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要求）

令和 年 月 日付け宇市危第 号により派遣要請を要求しました
部隊につきましては、下記のとおり撤収を求めます。

記

1 撤収日時

2 撤収を要請する理由

地区	施設名称	所管部署	所在地	電話番号 (0964)	風水害			地震		建物 構造	建築年 (西暦)	耐震 化の有 無	階数 (階)	施設面積		有効面積 (体育館9 割、その他 7割)	収容人員 (1人当り 3㎡)	近接道路の状況 道路の種類、 路線名	保有設備											
					指定 避難所 (第1 避難所)	指定 避難所 (第2 避難所)	指定 避難所 (第3 避難所)	避難 場所	指定 避難所					屋内 部分 (㎡)	屋外 部分 (㎡)				障がい 者用トイレ の有無	スロープ の有無	エレベーター の有無	給水設 備の有 無	給食設 備の有 無	入浴設 備の有 無	シャワー 設備の 有無	冷暖房 設備の 有無	非常用 電源の 有無	備蓄品 の有無		
	運動場							○	＝	＝	＝	＝	＝	20,002	＝	＝	＝	市道 椋原・神馬線	×	○	＝	○	×	×	×	×	○	×	×	×
轟	轟公民館	中央公民館	石橋町10-2	23-2878	○			○	S造	1977	○	1	145	＝	102	34	1級市道 椋原・神馬線	×	○	＝	×	○	×	×	×	○	×	×	×	
	轟地区農業者トレーニングセンター	生涯活動推進課	石橋町1	23-2642		○		○	S造	1981	○	1	558	＝	502	167	市道 椋原・神馬線	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	轟地区グラウンド	生涯活動推進課	石橋町10-1	23-2642				○	＝	＝	＝	＝	＝	8,347	＝	＝	＝	市道 椋原・神馬線	×	＝	＝	×	×	×	×	×	×	×	×	
	市民会館	文化課	新小路町123	22-0188				○	RC造	1972	○	4	4,110	＝	6,487	2,890	963	市道中央線、門内・新 町2号線	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	
	市民体育館	生涯活動推進課	旭町504	23-3472				○	RC造	1980	○	2	4,802	＝	4,322	1,441	市道 南段原線、 溜田線	○	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	
	鶴城中学校	校舎	学校教育課	新小路町151	22-0140				○	RC造	1976	○	3	6,211	＝	4,348	1,449	市道 新小路町2号 線、入地・南段原1号 線	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×
		体育館							○	RC造	1981	○	1	1,022	＝	920	306		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
運動場										○	＝	＝	＝	＝	＝	20,002	＝		＝	＝	×	＝	＝	○	×	×	×	＝	×	×
つつじヶ丘農村公園	農林政策課	椋原町785	＝				○	＝	＝	＝	＝	＝	18,546	＝	＝	＝	宇土南部農免道路	○	＝	＝	×	×	×	×	×	×	×	×		
緑川	緑川小学校	校舎	学校教育課	野鶴町246	22-0613				RC造	1983	○	2	1,660	＝	1,162	387	国道57号線、 市道城塚・上新開線	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	
		体育館							○	RC造	2000	○	1	930	＝	837		279	×	＝	＝	○	×	×	×	×	×	×	×	
		運動場									○	＝	＝	＝	＝	＝		5,791	＝	＝	＝	×	＝	＝	○	×	×	×	×	×
	緑川地区農業者トレーニングセンター	生涯活動推進課	野鶴町207-3	23-2642		○		○	S造	1983	○	1	669	＝	602	223	市道 笹原4号線、城 塚・笹原線、笹原線	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	住吉中学校	校舎	学校教育課	笹原町1700	22-0346				RC造	1959	○	3	2,377	＝	1,664	554	国道57号線	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	
		体育館							○	RC造	1993	○	2	1,346	＝	1,211		403	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×		
運動場										○	＝	＝	＝	＝	＝	6,570		＝	＝	＝	×	＝	＝	○	×	×	×	×	×	
緑川公民館	中央公民館	野鶴町294-1	23-2824				○	S造	1976	○	1	59	＝	41	13	1級市道 城塚・上新開線	×	×	＝	×	○	×	×	○	×	×	×			
緑川地区グラウンド	生涯活動推進課	笹原町1256	23-2642				○	＝	＝	＝	＝	＝	18,509	＝	＝	＝	市道 緑川通学路線	×	＝	＝	×	×	×	×	×	×	×			
網津	JR住吉駅前駐輪場	危機管理課	住吉町636-4	＝				○	S造	1986	×	2	50	＝	45	15	市道 駅前三丁一号線	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×		
	網津公民館網引分館	中央公民館	網引町790-1	＝				○	木造	1997	○	1	64	＝	45	15	県道 宇土・不知火線	×	○	＝	×	○	×	×	○	×	×			
	網津防災センター	和室	危機管理課	網津町1991-1	25-0500				○	S造	2018	○	1	78	＝	70	23	市道 桜田・八反田 線、堀迫2号線	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	
		研修室									○	S造	2018	○	1	153	＝		138	46	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○
		屋上										S造	2018	○	1	＝	316		＝	＝	＝	＝	×	×	×	＝	×	×	○	
	網津地区多目的研修会施設	生涯活動推進課	網津町2026-2	23-2642				○	S造	1981	○	1	664	＝	598	221	堀迫2号線	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	網津小学校体育館	校舎	学校教育課	網津町2082-3	24-3213				○	RC造	2011	○	2	2,977	＝	2,084	694	県道58号線、 市道網津小学校線	○	×	○	○	×	×	×	○	×	×	×	
体育館										○	RC造	1990	○	1	919	＝	827		275	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
運動場										○	＝	＝	＝	＝	＝	4,834	＝		＝	＝	×	＝	＝	○	×	×	×	×	×	
網津地区グラウンド	生涯活動推進課	網津町1961	23-2642				○	＝	＝	＝	＝	＝	16,247	＝	＝	＝	堀迫2号線	×	×	＝	×	×	×	×	×	×	×			
あじさいの湯	福祉課	網津町2283	24-3456				○	木造	1995	○	1	575	＝	60	20	市道 梅崎・平原線 県道 宇土不知火線	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×			
走潟	走潟小学校体育館	校舎	学校教育課	走潟町743	22-0315				RC造	1994	○	3	2,195	＝	1,537	512	国道501号線、 東走・西下線	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	
		体育館							○	RC造	2008	○	1	1,071	＝	964		321	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×		
		運動場									○	＝	＝	＝	＝	＝		7,137	＝	＝	＝	×	＝	＝	○	×	×	×	×	
	走潟公民館	中央公民館	走潟町822	23-2877				○	S造	1976	○	1	51	＝	36	12	市道東走・三ヶ線	×	○	＝	×	○	×	×	○	×	×			
走潟地区体育館	生涯活動推進課	走潟町619-5	23-2642				○	RC造	1989	○	1	996	＝	896	299	国道501号線	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×				
網	網田小学校体育館	校舎	学校教育課	下網田町1842	27-0006				RC造	1984	○	3	3,001	＝	2,101	700	市道網田中央線、 県道243号線	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×		
		体育館							○	RC造	1998	○	1	913	＝	822		274	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×		
		運動場									○	＝	＝	＝	＝	＝		6,840	＝	＝	＝	×	＝	＝	○	×	×	×	×	
	網田公民館(宮の前)	中央公民館	下網田町566-1	27-0491				○	木造	1970	×	1	79	＝	55	18	市道 網田中央線	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×			
	長浜福祉館	福祉課	長浜町411-2	27-0054				○	RC造	1978	○	2	503	＝	352	117	2-10長浜・小松線	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×			
網田中学校体育館	校舎	学校教育課	下網田町1120	27-0011				RC造	1982	○	3	2,619	＝	1,833	611	国道57号線	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×		
体育館									○	RC造	1992	○	1	1,027	＝		924	308	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×		

地区	施設名称	所管部署	所在地	電話番号 (0964)	風水害				地震		建物 構造	建築年 (西暦)	耐震 化の 有無	階数 (階)	施設面積		有効面積 (体育館9 割、その他 7割)	収容人員 (1人当 り3㎡)	近接道路の状況 道路の種類、 路線名	保有設備									
					指 定 避 難 所 (第 1 次)	指 定 避 難 所 (第 2 次)	指 定 避 難 所 (第 3 次)	指 定 避 難 所 (第 4 次)	指 定 避 難 所	指 定 避 難 所					屋 内 部 分 (㎡)	屋 外 部 分 (㎡)				障 が い 者 用 ト イ レ の 有 無	ス ロ ー プ の 有 無	エレ ベ ー タ ー の 有 無	給 水 設 備 の 有 無	給 食 設 備 の 有 無	入 浴 設 備 の 有 無	シャ ワ ー 設 備 の 有 無	冷 暖 房 設 備 の 有 無	非 常 用 電 源 の 有 無	備 蓄 品 の 有 無
田	運動場								○	—	—	—	—	—	17,964	—	—		×	—	—	○	×	×	×	×	—	×	×
	網田地区グラウンド	生涯活動推進課	下網田町710-1	23-2642					○	—	—	—	—	—	13,927	—	—	国道57号線、市道 塩 屋・戸口線	○	—	—	×	×	×	×	×	×	×	×
	島山	危機管理課	下網田町	—					○	—	—	—	—	不明	—	—	市道 塩谷・戸口線	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	網田地区農業者トレーニングセンター	生涯活動推進課	下網田町1903	23-2642					○	S造	1981	○	1	585	—	527	176	市道 早原・中央線	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	西部老人福祉センター	高齢者支援課	下網田町1942-1	27-1688					○	RC造	1980	○	1	513	1,766	359	119	早原・中央線	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×
	宇土マリーナ（会議室）	商工観光課	下網田町30841-1	58-4500					○	RSC造	1998	○	2	2,565	3,165	67	22	国道57号線	○	×	×	○	×	○	○	○	×	×	×
	網田コミュニティセンター	中央公民館	下網田町1819	27-0491	○				○	S造	2025	○	1	289		259	86	県道 郡浦網田線	○	○	—	○	○	×	○	○	○	○	○

宇土市防災会議委員名簿

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日
【順不同 敬称略】

No.	役 職 名	氏 名	根拠法令 宇土市防災会議条例
1	宇土市長	<u>光 井 正 吾</u>	第3条第2項
2	国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長	<u>和 田 賢 哉</u>	第3条第5項第1号
3	陸上自衛隊 第42即応機動連隊 火力支援中隊長	下 村 孝 弘	第3条第5項第11号
4	宇城地域振興局長	永 野 茂	第3条第5項第2号
5	宇城警察署長	<u>白 石 幸 二</u>	第3条第5項第3号
6	宇土市議会議長	野 口 修 一	第3条第5項第4号
7	宇土市議会副議長	西 田 和 徳	第3条第5項第4号
8	宇土市議会総務市民常任委員会委員長	中 口 俊 宏	第3条第5項第4号
9	宇土市議会経済建設常任委員会委員長	佐美三 洋	第3条第5項第4号
10	宇土市議会文教厚生常任委員会委員長	園 田 茂	第3条第5項第4号
11	宇土市行政区長会連合会会長	岩 村 由紀也	第3条第5項第11号
12	宇土市地域婦人会連絡協議会会長	甲 斐 き み 子	第3条第5項第11号
13	宇城広域連合消防本部消防長	島 松 一 歩	第3条第5項第8号
14	宇土市消防団長	伊 豫 孝 信	第3条第5項第9号
15	J A 熊本宇城農業協同組合理事	江 副 龍 二	第3条第5項第10号
16	N T T 西日本(株)熊本支店設備部長	<u>河 村 文 明</u>	第3条第5項第10号
17	九州電力送配電(株)熊本支社配電部宇城配電事業所長	<u>平 川 浩 二</u>	第3条第5項第10号
18	熊本日日新聞宇土支局長	<u>松 田 嵩 史</u>	第3条第5項第11号
19	宇土市副市長	二	第3条第5項第12号
20	宇土市教育長	前 田 一 孝	第3条第5項第12号
21	宇土市総務部長	<u>江 河 一 郎</u>	第3条第5項第12号
22	宇土市企画財政部長	野 口 泰 正	第3条第5項第12号
23	宇土市市民環境部長	<u>中 山 好 美</u>	第3条第5項第12号
24	宇土市健康福祉部長	<u>加 藤 敬 一 郎</u>	第3条第5項第5号
25	宇土市経済部長	山 崎 恵 一	第3条第5項第6号
26	宇土市建設部長	<u>渡 邊 聡</u>	第3条第5項第7号
27	宇土市教育部長	<u>淵 上 真 行</u>	第3条第5項第7号
28	宇土市網田支所長	<u>内 田 雅 之</u>	第3条第5項第7号
29	宇土市網津支所長	山 本 雄 二	第3条第5項第7号
30	宇土市・防災士の会	萱 野 玲 奈	第3条第5項第7号
31	宇土市ひとり親の会代表	内 田 美 香	第3条第5項第7号
32	宇土市民生委員・児童委員連絡協議会副会長	<u>藤 原 秀 子</u>	第3条第5項第7号
33	宇土市PTA連合会渉外担当理事	<u>田 中 博 子</u>	第3条第5項第7号
34	宇土市消防団女性消防隊隊長	松 田 瑞 生	第3条第5項第7号

○宇土市防災会議条例

昭和38年3月23日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、宇土市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 宇土市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定による水防計画について調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 熊本県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 熊本県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市議会議員のうちから市長が任命する者
 - (5) 市副市長
 - (6) 市教育委員会教育長
 - (7) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (8) 宇城広域連合消防本部消防長
 - (9) 市消防団長
 - (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (11) 自主防災組織等を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (12) 前各号に掲げる者のほか、防災行政を推進する上で、市長が特に必要と認める者
- 6 前項に規定する委員の総数は、40人以内とする。
- 7 委員（第5項第5号、第6号及び第7号に掲げる者を除く。以下本項において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(宇土市水防協議会条例の廃止)
- 2 宇土市水防協議会条例(昭和56年条例第10号)は、廃止する。

附 則 (平成12年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年条例第7号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第25号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第35号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第36号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第4号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。